003G5I9W 941373

15.7.11

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式

【表紙】

【提出書類】（2）	変更報告書　NO.４
【根拠条文】	法第２７条の２５第１項
【提出先】	関東財務局長殿
【氏名又は名称】（3）	井　川　幸　広
【住所又は本店所在地】（3）	東京都目黒区自由が丘２－７－１０
【報告義務発生日】（4）	平成１５年７月１日
【提出日】	平成１５年７月１１日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	２名
【提出形態】（5）	連名

第１【発行会社に関する事項】（６）

発行会社の名称	株式会社クリーク・アンド・リバー社
会社コード	４７６３
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	株式会社大阪証券取引所
本店所在地	東京都港区赤坂七丁目３番３７号

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】（７）

(1) 【提出者の概要】（８）

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	井川幸広
住所又は本店所在地	東京都目黒区自由が丘２－７－１０
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和３５年１月２日
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社クリーク・アンド・リバー社
勤務先住所	東京都港区赤坂七丁目３番３７号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社クリーク・アンド・リバー社　取締役副社長　福田浩幸
電話番号	０３－５４７４－３４６１

(2)【保有目的】(9)

発行会社の代表取締役であり、経営に参加し安定株主として長期保有を目的としています。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	5，200		
新株引受権証書（株）	A	―	G
新株予約権証券（株）	B	―	H
新株予約権付社債券（株）	C	―	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 5，200	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 5，200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	S 22，360株 平成15年7月1日現在
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	23．26%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	23．93%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成15年6月24日	普通株式	１５０	処分	８９，０００
平成15年7月1日	普通株式	１５０	処分	９５，０００

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

・株式会社シー・アンド・アールがUFJ銀行（旧東海銀行）から金銭消費貸借契約に基づき金5億円を借入れた時、担保として400株を差し入れる。

・株式会社シー・アンド・アールがりそな銀行（旧あさひ銀行）から金銭消費貸借契約に基づき金5億円を借入れた時、担保として400株を差し入れる。

・個人でシティバンク　エヌ・エイから金銭消費貸借契約に基づき、金3億円を借入れた時、担保として2,577株を差し入れる。

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

【取得資金の内訳】

自己資金額（T）（千円）	６８，７５０
借入金額計（U）（千円）	
その他金額計（V）（千円）	
上記（V）の内訳	株式分割により４，１２５株を取得する。
取得資金合計（千円）（T+U+V）	６８，７５０

【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】（7）

(1) 【提出者の概要】（8）

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社シー・アンド・アール
住所又は本店所在地	東京都港区赤坂七丁目３番３７号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成１１年2月２３日
代表者氏名	井川幸広
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	経営コンサルティング

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社クリーク・アンド・リバー社　取締役副社長　福田浩幸
電話番号	０３－５４７４－３４６１

(2)【保有目的】(9)

安定株主として長期保有を目的としています。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	８，３２８		
新株引受権証書（株）	A	－	G
新株予約権証券（株）	B	－	H
新株予約権付社債券（株）	C	－	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M ８，３２８	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q ８，３２８		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成　年　月　日現在）	S ２２，３６０株　平成１５年７月１日現在
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	３７．２５％
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	３７．２５％

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

・株式会社シー・アンド・アールが東京三菱銀行から金銭消費貸借契約に基づき金5億円を借入れた時、担保として600株を差し入れる。

・株式会社シー・アンド・アールがUFJ銀行（旧東海銀行）から金銭消費貸借契約に基づき金5億円を借入れた時、担保として1,200株を差し入れる。

・株式会社シー・アンド・アールが中央三井信託銀行から金銭消費貸借契約に基づき金2億円を借入れた時、担保として2,100株を差し入れる

・株式会社シー・アンド・アールがりそな銀行（旧あさひ銀行）から金銭消費貸借契約に基づき金5億円を借入れた時、担保として3,100株を差し入れる。

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

【取得資金の内訳】

自己資金額（T）（千円）	４７４，７００
借入金額計（U）（千円）	
その他金額計（V）（千円）	
上記（V）の内訳	株式分割により６，２４６株を取得する。
取得資金合計（千円）（T+U+V）	４７４，７００

【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】(18)　井　　川　　幸　　広
株式会社シー・アンド・アール

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)　【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	１３，５２８		
新株引受権証書（株）	A	―	G
新株予約権証券（株）	B	―	H
新株予約権付社債券（株）	C	―	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M　１３，５２８	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q　１３，５２８		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)　【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成　年　月　日現在）	S　２２，３６０株　　平成１５年７月１日現在
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	６０．５０%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	61.17 ~~60.60~~%

委　任　状

平成15年7月11日

住所又は
本店所在地　　東京都港区赤坂七丁目3番37号

氏名又は
名　　称　　株式会社シー・アンド・アール

私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1．代理人の住所又は
本店所在地　　東京都目黒区自由が丘2－7－10

2．代理人の氏名又は
名　　称　　井　川　　幸　広

以上

（注）特例対象者でない場合には、届出書に係る部分を削除すること。